大気ダイオキシン類環境基準超過について(環境局)

平成14年4月22日(月)

経緯と対応

ダイオキシン類の環境濃度実態把握については、平成10年度から市内3地点及び市処理センター周辺28地点(平成12,13年度)で実態把握調査を行っております。平成10年度から12年度までは、いずれの地点も環境基準(0.6pg TEQ/m³)を満足していましたが、平成13年度の市処理センター周辺28地点での測定結果において、麻生小学校(0.68pg TEQ/m³)及び健康とふれあいの広場南側近傍(1.1pg TEQ/m³)の2地点で環境基準を超過しました。

したがって、『大気ダイオキシン類環境基準超過対策プロジェクト』を平成14年4月に立ち上げ環境基準超過の原因解明と今後の対応を図ります。

対応方法 一般的に、大気環境濃度が環境基準を超える場合であっても、ただちにそれが人の健康 に影響を及ぼすというものではないが、高濃度が検出されたことから、環境基準超過原 因解明の取組をただちに実施する必要があります。 環境局公害部のダイオキンク類対策 市条例での規制 大気ダイオキシン類環境基準超過対策プロジェクトの立ち上げ (事業場の監視指導) (環境局公害部) 環境濃度監視 環境濃度追跡詳細調査を早急に実施 環境濃度追跡詳細調査の結果から対応を検討します。 環境基準を満足 環境基準を超過 継続して環境濃度詳細調査 対策の策定

住民への影響説明

環境省は健康リスク評価指針値からダイオナン類による健康影響の未然防止のため維持されることが望ましい水準として目標となる環境基準を定めています。これは、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるよう、一生涯という長期にわたる暴露を想定したものです。したがって、大気環境濃度が目標(環境基準)を超える場合であっても、ただちにそれが人の健康に影響を及ぼすとはいえませんが、引き続き、ダイオナン類の排出削減に向けた対策を講じていきます。